

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則
における事業者設定基準届出書

営推発第10号
2024年2月5日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により、
別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則	
第 36 条第 8 項	特殊変動費の差異を勘案して設定した基準

(別 紙)

特殊変動費の差異を勘案して設定した基準
[第36条第8項関係]

第36条第7項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

現行の特定小売供給約款の料金を設定した基準を基に、料金率は、特定需要の特殊変動費に準拠して、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨を勘案し、電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法の差異など、契約種別間の供給原価構成上の諸要因を参酌しつつ、契約種別ごとの負担が公平となるよう設定する。